

事後評価の検証項目

項目	点数	判断基準
事業の優先度 (緊急性)	3	財政難の中、他の事務事業より優先的に実施すべき事業である。
	2	今後、しばらくの間、継続して実施する必要がある。
	1	目的をある程度達成しているので、実施の有無について検討の余地がある。 または、他の事業より優先度が低い。
事業の必要性	3	市民等の生命・財産・権利の保障に不可欠なサービスである。 または、安全・安心・健康な市民生活の水準維持に不可欠なサービスである。
	2	豊かな市民生活の形成に寄与するサービスである。
	1	目的をある程度達成しているので、実施の有無について検討の余地がある。
実施主体の 妥当性	3	市域内において、民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供している例がなく、市が主体となって実施する必要がある。
	2	民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供しているが、質や量など総合的に勘案し、現段階では市が主体的に実施する必要がある。
	1	民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供し、質や量など総合的に勘案し、市が主体となって行う必要性が高くない。
直接のサービスの 相手方	3	すべての市民がサービスの直接の対象である。
	2	特定属性の不特定多数の市民・団体がサービスの直接の対象である。
	1	自ら希望する一部の市民・団体がサービスの直接の対象である。
事業内容等の 適切さ	3	事業内容等を毎年度見直し・改善を行っている。 または、現段階で、これ以上の改善の余地がないと思われる。
	2	過去に事業内容等を見直し・改善を行ったが、まだ改善の余地があると思われ、近い将来、再度見直しを検討する必要がある。
	1	事業当初から、同じ内容や手段で実施しており、特段改善を行っていないため、今後、事業内容等を見直し・改善を行う必要がある。
受益者負担の 適切さ	3	適正な受益者負担を行っている。 または、本サービスは100%市が負担すべきものである。
	2	現在、受益者負担の原則を導入しているが、社会情勢や他市の状況等総合的に勘案し、見直しを検討する必要がある。
	1	受益者負担の原則を導入しておらず、今後、社会情勢や他市の状況等総合的に勘案し、見直しを検討する必要がある。
市民ニーズ の把握	3	定期的に市民調査を行うなど市民ニーズの把握に努めており、十分に把握している。
	2	市民ニーズの推測が可能またはある程度の把握をしており、推測に見合ったサービスである。
	1	市民ニーズの推測が難しいものであるが、ここ2,3年の間、市民調査等を行っておらず、市民ニーズの把握が不十分、またはニーズの把握が曖昧で説明が難しい。

事前評価の検証項目

項目	点数	判断基準
事業の優先度 (緊急性)	3	財政難の中、他の事務事業より優先的に実施する必要がある。 または、早急に実施しないと事業の意味が失われる。
	2	今後、なるべく早い時期に実施する必要がある。
	1	他の事業より優先度がそれほど高くない。 または、事業実施の時期を検討する必要がある。
事業の必要性	3	市民等の生命・財産・権利の保障に不可欠なサービスである。 または、安全・安心・健康な市民生活の水準維持に不可欠なサービスである。
	2	豊かな市民生活の形成に寄与するサービスである。
	1	市の実施が義務付けられておらず、他の事業等で代替可能である等の理由から事業化の必要性が低い。
実施主体の 妥当性	3	市域内において、民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供している例がなく、市が主体となって実施する必要がある。
	2	民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供しているが、質や量など総合的に勘案し、現段階では市が主体的に実施する必要がある。
	1	民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供し、質や量など総合的に勘案し、市が主体となっていく必要性が高くない。
直接のサービスの 相手方	3	すべての市民がサービスの直接の対象である。
	2	特定属性の不特定多数の市民・団体がサービスの直接の対象である。
	1	自ら希望する一部の市民・団体がサービスの直接の対象である。
事業内容等 の適切さ	3	事業内容・効率性等について、現段階では最善の計画であり、十分な実績・成果をあげることが予想される。
	2	事業内容・効率性等について、ある程度の実績・成果が見込まれる。
	1	事業実施による実績・成果をあげるために、計画自体を再度抜本的に見直す必要がある。
受益者負担の 適切さ	3	適正な受益者負担を導入する予定である。 または、本サービスは100%市が負担すべきものである。
	2	社会情勢や他市の状況等総合的に勘案し、受益者負担を検討する必要がある。
	1	本サービスは市が100%負担すべきものではないが、受益者負担の原則を導入する予定はない。
市民ニーズ の把握	3	市民調査などから市民ニーズを十分に把握しており、計画に反映している。
	2	市民ニーズの推測が可能またはある程度の把握をしており、推測に見合ったサービスを計画に反映している。
	1	市民ニーズの推測が難しいものであるが、市民調査等を行っておらず、市民ニーズの把握が不十分、またはニーズの把握が曖昧である。

評価項目の見方

事前評価、事後評価項目の見方は、以下のとおりです。

なお、「一次」は所管課の評価結果、「二次」は事務事業等適正化委員会の評価結果であり、今後、最終的な市の判断として「行革本部」評価を実施する予定です。

(1) 事後評価

拡 充：事業拡充・強化の方向で、現状どおり事業を実施していくもの。

継 続 実 施：現状水準・同様の規模で、現状どおり事業を実施していくもの。

改善・見直し：現状の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直し等により、改善を図るべきもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。

抜本的見直し：事業の実施形態の変更や一部廃止など、事業の仕組みを含めた抜本的な見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。

休 止：事業を休止するもの。実施方法を改善し、再構築する場合も含む。

廃 止：事業を廃止するもの。全く異なる形態で事業を再構築する場合も含む。

(2) 事前評価

事 業 化：計画どおり、事業化する。

実施を延期：事業化に向けては課題があり、実施時期を延期するもの。当面、事業化に向けた調整を進めていく。

抜本的見直し：事業の内容や実施形態の変更など、事業化に向けては仕組みを含めた抜本的な見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。

計画を中止：事前評価の結果、事業化しないもの。全く異なる形態で計画を再構築する場合も含む。